平成29年4月1日策定令和5年4月6日改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、いじめは、絶対に許されない行為であることを児童が十分に理解することが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、 児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う心を育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、いじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない 行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促す。

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の 人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあ う心、感謝の心を育てる。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等のための取組(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人 面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等)に係る項目を学校評価に位置づけ、 学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の良い点やがんばっている点を積極的に認めほめ、習慣化するよう努めている。
- ・児童のよくない行動や態度に対して、習慣化しないように適切な指導をしてい る。
- ・保護者との意思疎通や電話、来校者に対する対応を誠実に行っている。
- ・道徳の授業時間を確保し、心を見つめさせたり生き方について考えさせたりする 指導に努めている。
- ・児童が夢や目標を持ち、その実現に向け努力するよう、キャリア教育に力を入れ ている。
- ・関係機関と連携をとったり、校内で情報を共有したりして、課題を抱える児童生 徒に十分な支援を行っている。

【児童】

- ・先生は、自分の良い点やがんばったことをほめてくれる。
- ・先生は、よくないことをした時にはきちんとしかってくれる。
- ・学校での出来事や自分の考えを家の人に話している。
- ・道徳の時間には考えを深めることができている。
- いじめを見たら大人に知らせたり、とめたりすることができる。
- みんなで何かをするのは楽しい。

【保護者】

- ・我が子は、他に対する思いやりや正義を大切にする行動が身についている。
- ・我が家では、テレビやゲーム・インターネット・スマートフォン等の利用について、時間や使い方のルールを決めている。
- ・学校は、「PTA総会」「懇談会」「学校だより・学年だより」等を通して、保 護者に教育方針や教育内容を適切に伝えている。
- ・学校は、子どもたち一人一人を大切にし、温かく指導している。
- ・子どものことで、気軽に学校に相談できる。
- ・我が子は、学校生活を楽しんでおり、友人関係も良好である。
- ・我が子は、学校での出来事や自分の考えをよく話してくれる。

(3) いじめの未然防止

- ○「いじめ不登校・暴力行為対策委員会」の設置
 - いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。
- ○授業改善

分かる喜び・できる喜びのある授業づくり推進のために、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

○開かれた学校

いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器(スマートフォン・携帯電話・タブレット PC・ゲーム機等)の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設ける。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努める。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童生徒を含め、特別な配慮が必要な児童生徒に対する特性を踏まえた適切な支援を行う。

- ① 発達障害等の障害のある児童生徒
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ④ 東日本大震災で被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒
- ○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOS を出すこと等)ができるための教育を行う。

(4) いじめの早期発見

○教師による積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

○アンケートの実施

月に1回アンケートを行い(こころのおてんき9回・学校生活アンケート2回)いじめ等の問題の早期発見に努める。

○教育相談体制の充実

年間2回の個別面談(ふれあい週間)を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録する。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

○いじめ不登校・暴力行為対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ不登校・暴力行為対策委員会に報告し、情報を共有する。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

いじめ事案が確認されたときには、早急に「いじめ対応サポート班」を設置し、特

定の教員が抱え込むことなく、事実確認の上、情報共有し、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守る。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○被害・加害児童の保護者への対応

いじめが起きた場合は、調査結果、指導結果を相互の保護者に説明し、学校での指導への理解と再発防止への協力を得る。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応する。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するととも に、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。
 - この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、 学校を欠席することを余儀なくされている疑い (30日間を目安とする)」があるとき は、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ②学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ③市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ不登校・暴力行為対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ不 登校・暴力行為対策委員会」をおき、事案に応じて開催する。

- ①構成員 校長、教頭、教務、生徒指導主事、関係教諭、教育相談担当(養教)
- ②活動・いじめ防止基本方針の作成と更新
 - ・学校におけるいじめ問題への取組の点検
 - ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - 外部機関との連絡、連携
 - ・定期的にいじめを委員会に報告する。

- ○いじめを認知した場合は、ただちにいじめ不登校・暴力行為対策委員会を 招集し、基本方針を示す。いじめの調査、指導、保護者への連絡は、1日 以内に完了することを基本とする。
- ○月1回のアンケート(学校生活アンケート・こころのおてんき 別添資料) の報告に基づきいじめであるかどうかの認知を行い、対応方針を決定する。 アンケートは以下の経路を経て管理職に提出される。

①担任→②教育相談担当→③生徒指導主事→④管理職

担任:アンケート結果から問題点を見つけ、聞き取りを行う。

結果を生徒指導主事に報告する。

生徒指導主事: 各学年からの集約を整理点検して管理職に報告する。

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

①構成員 教頭、生徒指導主事、教育相談担当、担任

②活動 ・聞き取りのための体制をつくり、関係者からの聞き取りを行う

・聞き取り結果を総合し、事実関係を把握する

- ・担任とともに加害者への指導を行う
- ・加害者に被害者への謝罪を行わせる。
- ・関係する保護者への報告を行う。
- ・いじめが完了したかどうかをいじめ不登校・暴力行為対策委員会に報告する。

(3)組織図 いじめ不登校・暴力行為対策委員会(常設) 11 じ め等の情報 校長 連絡:担任など 教 頭 教務 生徒指導主事 教育相談担当 (担任) ○いじめ防止基本方針の作成と更新 ○学校におけるいじめ、不登校、暴力行為問題への取組の点検 ○当該いじめ、不登校、暴力行為事案の対応方針の決定 ○外部機関との連絡、連携 外部人材・機関 ○委員会への定期的な報告 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 認知 教育委員会 関係教員 窓口 РТА 報告 担任など 教頭 警察 連絡 児童相談所 相談 医療機関 民生児童委員など いじめ対応サポート班 (特設) 教 頭 生徒指導主事 教育相談担当 担任など ○当該いじめ事案の対応方針の決定 ○個別面談による情報収集 ○指導と継続的な支援 ○保護者や地域との連携 ○いじめ事案完了の報告

学校生活についてのアンケート

年 組 番 名前

1 〇月はじめから今までの学校生活のうち、下のア〜ウについて、1〜4に〇をつけてください。

	当てはまる	どちらかと言えば 当てはまる	どちらかと言えば当 てはまらない	当てはまらない
ア. 学校が楽しい	1	2	3	4
イ.みんなで何かをするのは楽しい	1	2	3	4
ウ. 授業がよくわかる	1	2	3	4
工. 授業に自分から進んで取り組んでいる	1	2	3	4

2 学校の友だちの誰かから、いじわるをされたり、いやな思いをさせられたりすることはありませんか。次の質問は、〇月はじめから今までに、そうしたいじわるやいやなことを、無理やりされたときのことや、反対にあなたがしたときのことについてです。一番近いと思う数字(1~4)に〇をつけてください。

	1週間に	1 1 回程 度	1~2回程度	なし
ア. 仲間はずれにされたり、無視されたり、こっそり 悪口を言われたりしたことがある	1	2	3	4
イ. からかわれたり、悪口やおどし文句、いやなこと を言われたりしたことがある	1	2	3	4
ウ. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりしたことがある	1	2	3	4
エ. 強くぶつかられたり、たたかれたり、けられたり したことがある	1	2	3	4
オ. お金やものをとられたり、かくされたり、こわされたりしたことがある	1	2	3	4
カ. パソコンや電話、ゲームのやりとりで、いやなことをされたことがある	1	2	3	4
キ. ア〜カのようなことをしたことがある(している)	1	2	3	4
ク. ア〜カのようなことを見たことがある	1	2	3	4

3 ○月はじめから今までの、心とからだのことで当てはまることがあれば、○ をつけましょう。

夜ねむれないことがある	よく頭が痛くなる	よくお腹が痛くなる
よくイライラする	食べる気がおきない	心配なことがある

4 担任の先生以外にも相談を希望しますか? どちらかに〇をつけてください。

〔希望する・希望しない〕

生活についてのアンケート(〇月)

_	•		•	
ha.	2 ユ	たまう		

かつこうせいかつ	
みなさんの学校生活をたの	、くするためのアンケートです。

○月から今までのことであてはまるところに○をつけてください。

①学校生活はたのしいですか。

②みんなでなにかをするのはたのしいですか。 たのしくない ためしい 3

③じゅぎょうがよくわかりますか。

④ズックやえんぴつなどをかくされたことがありますか。

ある(1回か2回、

3回よりおおい)

ない

わかる

⑤「これかりるよ」などと言って、首分のものをもっていかれたままがしてくれないことが ありますか。

ある(1回か2回、

3回よりおおい)

ない

⑥わけもなく、たたかれたり、けられたりしたことがありますか。

ある(1回か2回、

3回よりおおい)

ない

⑦先生や大人のいないところで、いやなことをされたり、悪口を言われたりしたことがあり ますか。

ある(1回か2回、

3回よりおおい)

ない

⑧「かばんをもっていけ」「かたづけておけ」などと言われたことがありますか。

ある(1回か2回、

3回よりおおい)

ない

⑨「ことばをしゃべらない」「なかまはずれ」などのいやがらせをされたことがありますか。

ある(1回か2回、

3回よりおおい)

ない

⑩「○○さん」「○○くん」と遊ぶのやめようなどと、なかまはずれを話しあったことがあ りますか。

ある(1回か2回、

3回よりおおい)

ない

⑪ ②から⑩までについて、友だちがやっていたり話していたりするのをみたことがあり ますか。

ある (1回か2回、

3回よりおおい)

ない

②そのほかに先生に知ってほしいことがあったら、書いてください。



车 組 名前

○月のことについてききます。

心配なことやこまっていることはありませんか? あてはまるところに〇をつけましょう。また、その理由が書ける人は書いてください。どんなことでもいいですよ。

<u> </u>	の连由が音りる人は	書いてくたさい。とん:	<u> </u>
	^{たの} 楽しくすごせている。		
	心配なことはない。	た	心配なことがある
学校で ************************************	कि विश	(**) < * •••	த் க்க
理由			
家に帰ってから のこと	कि विश	n (ti	あめ
理由			
おともだちのこと (いやなことをしている ところを見たり聞いたり したことがあったらかき ましょう)	ist in the second second	L (() < t 4	あめ
理由			

^{かってっ} 学校で「くもり」や「あめ」になること

- ·授 業がよくわからない
- ・ズックやえんぴつなどをかくされた(自分がかくした)
- 「これかりるよ」など言って、自分のものをもっていかれて返(かえ)返してくれない
- わけもなく、たたかれたり、けられたりした(たたいたり、けった)
- ・いやなことをめいれいされたり、悪口をいわれた(めいれいしたり、悪口をいった)
- ・なかまはずれにされた(なかまはずれをした)
- ・友達がいなくてさみしい
- ・そのほかに心配なこと、困ったことがある

家に帰ってからで「くもり」や「あめ」になること

- パソコンや電話、ゲームのやりとりで、いやなことをされたことがある(いやなことをした)
- ・お金をとられたり、ものをとられたりした(お金をとったり、ものをとった)
- ・宿 題がうまくできない
- き ・気をつけているつもりでも、忘れものをしてしまう
- ・そのほかに心配なこと、困ったことがある

お友達のことで「くもり」や「あめ」になること

- ズックやえんぴつなどをかくされたのを見たことがある
- ・ものをもっていって返 さない子を見たことがある
- ^{ひと}・人 やものをけったり、たたいたりしている子を見たことがある
- ・いやなことをめいれいしたり、悪 口を言ったりしているのを見たことがある
- なかまはずれにしているところを見たことがある
- いつもひとりぼっちでいる子を見たことがある
- ※上記の事例を載せることによって、児童にとって「このようなことはしてはいけないこと」 「このようなことがそうだんできる」などと思える手立てとしていく。